

11 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第102号を発行させていただきます。
飲食店の営業時間短縮要請が解除され、少しではありますが、コロナ禍以前の生活に戻りつつあります。早くマスクをしなくてもいい日常に戻って欲しいですね。

今月は、大阪府南河内郡太子町にある新西国三十三所の第8番西方院、客番叡福寺に参拝に出向いた際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、新西国三十三所第8番西方院の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**現在申請可能な補助金について その2、消費税のインボイス制度の登録申請の受付が開始されました** を書いております。
皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 現在申請可能な補助金 について その2

【持続化補助金】

持続化補助金とは、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

この制度は、商工会、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

一般型と低感染リスク型ビジネス枠があります。

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額	上限50万円
補助率	2/3
補助対象	店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

*第7回公募より**賃金引上げ枠**を創設。従業員の賃金引上げに積極的に取り組む事業者を**優先採択**します。

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額	上限100万円
補助率	3/4
補助対象	対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、

EC サイト構築など

* 感染防止対策費は補助金総額の 1 / 4 を上限に支援



(写真は、新西国三十三所第 8 番西方院の庭園です)

(活用事例)

事例① (一般型)	宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版 Web サイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、 問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も 2 割程度増加。
事例② (低感染リスク型ビジネス枠)	ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、オンライン予約制とするためのシステムを導入。

(特別措置)

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型枠のみ）	2021 年 1 月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が 2019 年又は 2020 年の同月と比較して 30%以上減少した場合。 ① 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を 1 / 4 (最大 25
---------------------------	--

万円) から、**1 / 2 (最大 50 万円) へ引き上げます。**

② 審査時における加点措置を講ずることにより **優先採択。**

持続化補助金の提出先は、日本商工会議所か全国商工会連合会のどちらかになっております。申請しやすい補助金ですので、ご検討されてみてはいかがでしょうか。丙事務所でも申請サポートを行っております。



(写真は、新西国三十三所第 8 番西方院の庭園です)

【参考文献】

・経済産業省発行 「持続化補助金」 チラシ

3 消費税のインボイス制度の登録申請の受付が開始されました

事務所便り第 99 号 (R3 年 8 月) に 「適格請求書等保存方式が導入されますについて その 1」にてインボイス制度の紹介をさせていただきました。インボイス制度は令和 5 年 10 月 1 日からですが、事前に適格請求書発行事業者 (登録事業者) の登録申請が先月 1 日から始まっておりますので、登録申請方法などをご説明させていただきます。

(申請方法)

問 1 申請方法を教えてください

(答) 下記の方法によって申請することができます。

事業者の方がご自身で申請する場合

・ e-Taxソフト (WEB版)	個人事業者、法人いずれも利用可能
・ e-Taxソフト (SP版)	個人事業者のみ利用可能
・ 郵送による提出	適格請求書発行事業者の登録申請書 を下記に郵送してください。 〒550-8526 大阪市西区川口 2-7-9 大阪国税局インボイス登録センター

顧問税理士が代理で申請する場合

税理士が代理で登録申請をすることが出来ますので、顧問税理士さんに登録申請依頼をしてください

* e-Taxソフト (SP版) は、スマートフォンで利用できるソフトです。

* 税理士さんと顧問契約をしている事業者様は税理士さんにご依頼されるのが簡単です。



(写真は、客番叡福寺の駐車場にて撮影した風景です)

問2 e-Taxソフト (WEB版) 及び e-Taxソフト (SP版) を利用するに当たって準備が必要なものはありますか。

(答) 登録申請手続について、e-Taxを利用して送信するには電子証明書が必要となるため、**事前にマイナンバーカード等の準備をお願いします。**

また、e-Taxの利用には、利用者識別番号 (e-Taxを利用するための ID) が必要になりますが、e-Taxソフト (WEB版) 及び e-Taxソフト (SP版) から取得することが可能です。

*マイナンバーカードをお持ちでない場合には、マイナンバーカードを取得してからe-Taxソフトなどを利用して登録申請をするか郵送手続きをするかになります。

問3 e-Taxソフト (WEB版) 及び e-Taxソフト (SP版) では申請データの作成に「問答形式」を採用しているとのことであるがどのようなものか。

(答) e-Taxソフト (WEB版) 及び e-Taxソフト (SP版) で採用している「問答形式」とは、申請書様式の必要な個所に直接入力するのではなく、画面に表示された質問に回答していくことで、申請に必要な事項が漏れなく入力でき、スムーズに登録申請手続を行うことができる方式です。

*まだ申請画面を確認できておりませんが、問答形式ならスムーズに手続きを進められると思います。



(写真は、客番叡福寺の山門です)

問4 どのようにして登録通知データが格納されたことを確認できるのか。

(答) 事前にメールアドレスを登録しておくことで登録通知データが「送信結果・お知らせ」内の

「通知書等一覧」に格納されたときに登録したメールアドレスにメールが送付されます。

*メールアドレスの登録方法は、e-Taxソフト（WEB版）マニュアルをご確認ください。



（写真は、客番叡福寺の境内です）

問5 受け取った登録通知データはどのようにして確認するのか。

（答） 登録通知データの確認方法は「登録通知データ確認マニュアル～e-Taxソフト（WEB版）ver～」をご覧ください。

問6 登録通知データは印刷できるのか。

（答） 登録通知データは、「送信結果・お知らせ」内の「通知書等一覧」に格納されているデータを書面通知と同様の形式での印刷が可能です。

問7 登録通知データは保存することはできるのか。

（答） e-Taxソフト（WEB版）をご利用の場合は、登録通知データをPDF形式で保存することができます。

なお、登録通知データは、改ざんされていない（税務署の電子署名が付された状態）ことが確認できるXML形式データも格納されています。

問8 登録通知データはいつまで確認できるのか。

（答） 登録通知データは「送信結果・お知らせ」

内の「通知書等一覧」に1,900日（約5年間）保存されます。

なお、1,900日（約5年間）経過後は、既読・未読に関わらず削除されますのでご注意ください。

【参考文献】

- ・国税庁発行 「登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問」
- ・国税庁発行 「令和3年10月1日 消費税のインボイス制度 登録申請受付開始！」チラシ

4 編集後記

今年7月末から運動不足を解消するために淀川沿いをウォーキング&ジョギングを再開し、先月の中頃から休日にサイクリングを再開し始めました。



上記の写真はサイクリングの際に撮影した淀川沿いの写真です。神崎川沿いから淀川沿いを2時間～3時間かけてゆっくりサイクリングしています。久しぶりのサイクリングは疲れましたが、気持ちよかったです。

仕事の合間に勉強をし、「財務認定アドバイザー」を10月11日に取得いたしました。このアドバイザーを取得することによって

・金融機関に融資をお願いする際に提出する事業計画書の作成などの資金繰り相談 など
をすることができるようになりました。これまでの税務相談業務とは別で、財務相談業務として別料金でお受けできるようになりました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。